# 商 品 概 要 説 明 書　　福岡中央銀行

（ 2020年6月5日 ～ 2020年9月18日まで適用 ）

| | |
|---|---|
| 1.商品名(愛称) | スーパー定期預金 ＜単利型(1･2･3年)･複利型(3年)＞<br>（ 愛称 ： **福中銀　夏のキャンペーン定期** ） |
| 2.取扱期間 | 2020年6月5日(金)から2020年9月18日(金)まで<br>（ 取扱期間内に募集総額330億円に達した場合、取り扱いを終了します ） |
| 3.販売対象 | 個人 |
| 4.預入期間 | 1年･2年･3年 ： 自動継続扱いのみ |
| 5.預入方法 | |
| (1)預入方法 | 一括入金 |
| (2)預入金額 | 期間中お1人様10万円以上2,000万円まで |
| (3)預入単位 | 10万円以上1円単位 |
| 6.払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 7.利息 | |
| (1)適用利率 | 固定金利<br>期間1年 ： 年率0.08% （税引き前）<br>期間2年 ： 年率0.10% （税引き前）<br>期間3年 ： 年率0.12% （税引き前）<br>※上記いずれの期間についても初回満期日以降は継続日当日の店頭表示金利を適用します。 |
| (2)利払頻度 | 〈単利型〉<br>･お預け入れ期間2年未満のもの<br>満期日以後に一括して支払います。<br>･お預け入れ期間2年以上のもの<br>中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来するお預け入れ日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。<br>中間利払日に支払う利息(中間払利息)は、対象となる経過日数について、中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨)によって支払います。<br>なお、お預入期間2年の場合の中間払利息は期間1年の定期預金(子定期)とする事もできます。<br>子定期は満期日にその利息とともに支払います。<br>〈複利型〉<br>･満期日以後に一括して支払います。 |
| (3)計算方法 | 〈単利型〉<br>･付利単位を1円として1年を365日とする日割り計算<br>〈複利型〉<br>･付利単位を1円として1年を365日とする日割り計算で6か月毎の複利計算 |
| 8.税金 | ･2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。<br>･法令に定められた条件を満たす個人のお客様の場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)のお取り扱いを受けることができます。 |
| 9.手数料 | ありません。 |
| 10.付加できる特約事項 | ･総合口座で作成したものは総合口座の担保とすることができます。<br>(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)<br>･マル優の取扱いができます。 |

<table>
<tr><td>11.中途解約時の取扱い</td><td>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。中途解約利率が解約日時点での普通預金利率を下回る場合は、解約日時点での普通預金利率を適用します。<br>≪掛目方式≫<br>・預入日から満期日までの期間、及び預入日から解約日までの期間ごとに掛目率を設定します。<br>・約定利率に掛目率を掛けて約定利率を算出します。<br>≪掛目率≫
<table>
<tr><th>預入していた期間</th><th>約定期間が3年未満の場合</th><th>約定期間が3年の場合</th></tr>
<tr><td>6か月未満</td><td colspan="2">解約時の普通預金利率</td></tr>
<tr><td>6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td><td>約定利率×40%</td></tr>
<tr><td>1年以上1年半未満</td><td rowspan="4">約定利率×70%</td><td>約定利率×50%</td></tr>
<tr><td>1年半以上2年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr>
<tr><td>2年以上2年半未満</td><td>約定利率×70%</td></tr>
<tr><td>2年半以上3年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>12.当行が契約している指定紛争解決機関</td><td>一般社団法人全国銀行協会<br>連 絡 先 ： 全国銀行協会相談室<br>電話番号 ： 0570-017-109 または 03-5252-3772</td></tr>
<tr><td>13.その他の参考となる事項</td><td>・本預金は、ATMでのお取引は対象外とさせていただきます。<br>・中間利払日以降に中途解約されますと、預入時の店頭表示金利に基づく中途解約利率が適用されますので、解約利息が既に支払い済みの中間利払額を下回る場合には差額を元金から差し引かせていただきます。</td></tr>
<tr><td>14.預金保険</td><td>本預金は、預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金と合算して、1預金者あたり、元本 1,000 万円とその利息が保護されます。</td></tr>
</table>